平成２２年（フ）第５６号
秋田県仙北市角館町中菅沢77番地16
債務者　青山　　博
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第５７号
秋田県大仙市協和中淀川字中村139番地
債務者　安田　優美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４５５号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目13番106号
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午前10時10分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３１４号
川崎市多摩区南生田２丁目４番11号　ＳＯＵＴＨ　ＯＡＫⅢ－201、前住所沖縄県浦添市牧港５丁目３番３－405号　ウエストテラス
債務者　桑水流　博
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午前10時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
川崎市川崎区浅田１丁目８番11－208号　エンゼルハイム川崎第３
債務者　長田かつ子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
岡山市北区東古松４丁目４番22号　サクラソウ608号
債務者　三垣　　健
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９９号
岡山市北区東古松２丁目９番11号　グランコート東古松301
債務者　佐藤　麻美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２１号
岡山市中区高島２丁目12番４－201号
債務者　大島　千代（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９１８号
千葉県市川市下貝塚３丁目22－４
債務者　藏間　栄恵
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９２７号
東京都江戸川区清新町１丁目２－２－308
債務者　田中　一高
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９７０号
東京都大田区中馬込２丁目15－11　柏木方
債務者　中田　清子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９７１号
東京都小平市小川東町２丁目３－706、住民票上の住所東京都中野区沼袋１丁目31－12－303
債務者　櫻庭　拓也
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１００６号
東京都葛飾区新宿６－４－15－214　岡庭勝広方、住民票上の住所埼玉県三郷市鷹野４丁目２－２
債務者　岩本　俊伸
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０１１号
東京都羽村市栄町２丁目12－８－202
債務者　川鍋　千春
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０１４号
東京都大田区大森南２丁目４－26－203
債務者　我妻　　勉
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０２０号
東京都新宿区弁天町66－203
債務者　木島　知子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部